

支給決定障害者の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千円
二	六十五歳以上の者	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの(前項に掲げる者を除く)	二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

○厚生労働省告示第五百三十五号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第八條の二の規定に基づき、厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームを次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第五百三十三号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第八條の二に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十條の二第四項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。)以外のものとする。

- 一 おおむね二十人の人員を利用させることができる規模を有するものであること。
- 二 次に掲げる設備を設けていること。

- イ 居室
- ロ 集会室兼娯楽室
- ハ 調理室
- ニ 浴室
- ホ 洗面所
- ヘ 便所
- ト 管理人室
- チ 相談・指導室
- リ 事務室
- 三 前号イの居室は、次に掲げる基準を満たしていること。
 - (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、長期間の療養に配慮した環境を設けた場合には、定員を複数人とすることができる。
 - (2) 階に設けてはならないこと。
 - (3) 利用者一人当たりの床面積は、収納設備及び調理設備等を除き、八・〇平方メートル以上であること。
 - (4) 一以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられていること。
- 四 利用者一人当たり二三・三平方メートル以上の建築面積を有していること。
- 五 次に掲げる職員を置いていること。
 - イ 管理人 一
 - ロ 医師 一以上
 - ハ 指導員 三以上

○厚生労働省告示第五百三十六号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第十一條の規定に基づき、障害者自立支援法施行令附則第十一條に規定する厚生労働大臣が定める者を次のように定め、第一号及び第二号については平成十八年十月一日から、第三号については平成十九年四月一日からそれぞれ適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行令附則第十一條に規定する厚生労働大臣が定める者
障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)附則第十一條に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第六十六條第一項第一号に規定する指定宿泊型自立訓練の利用者
- 二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(次号において「介護給付費等単位数表」という。)第12の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者
- 三 介護給付費等単位数表第12の8又は第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定される者

○厚生労働省告示第五百三十七号

障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行規則附則第七條第三号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)附則第七條第三号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 六十歳以上の者
- 二 六十歳未満の者であつて、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十條第二項に規定する障害等級の二級に該当するもの

○厚生労働省告示第五百三十八号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五條第一項(同令第七條において準用する場合を含む。)及び第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年十月一日から適用し、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第百九号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの)

第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五條第一項(同令第七條において準用する場合を含む。)の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四條第一項(同令第四十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- 一 介護福祉士
- 二 居宅介護従業者養成研修(障害者等)障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という。)第二條第一項第一号に規定する障害者等をいう。)に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次條の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)別表第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

三 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第一又は別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

四 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

五 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

八 平成十八年九月三十日において現に居宅介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

九 平成十八年九月三十日において現に重度訪問介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十 平成十八年九月三十日において現に行動援護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者

十二 平成十八年三月三十一日において現に身体障害者居宅介護等事業（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第六項に規定する身体障害者居宅介護等事業をいう。）、知的障害者居宅介護等事業（法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第七項に規定する知的障害者居宅介護等事業をいう。）、又は児童居宅介護等事業（法附則第二十五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第七項に規定する児童居宅介護等事業をいう。）に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

十三 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百九号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十四 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十五 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第二條 居宅介護従業者養成研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第二から別表第四までの課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。この場合において、この条により読み替へられた同告示別表第二に定める研修の課程は、読み替へられた同告示別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

別表第二 講義の項 演習の項	別表第二 主任訪問介護員が行う他の 居宅介護支援 処遇	別表第二 認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習	老人保健福祉	保健福祉	居宅介護に関する	居宅介護従業者	居宅介護計画	訪問介護計画	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護	老人デイサービスセンター	別表第三 実習の項 及び別表 第四実習 の項
主任訪問介護員が行う他の	居宅介護支援	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習	老人保健福祉	保健福祉	居宅介護に関する	居宅介護従業者	居宅介護計画	訪問介護計画	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護	老人デイサービスセンター	別表第三 実習の項 及び別表 第四実習 の項
他の	相談支援	支援が困難な者に対する介護実習、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、他の居宅介護従業者に対する指導監督その他の居宅介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務に関する実習、生活介護を行う事業所等の業務に関する実習及び相談支援事業の業務に関する実習	保健福祉	保健福祉	居宅介護に関する	居宅介護従業者	居宅介護計画	訪問介護計画	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護	老人デイサービスセンター	別表第三 実習の項 及び別表 第四実習 の項

別表第一 (第三号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	二	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
講習	基礎的な介護技術に関する講義	一	
講習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する講習	五	
講習	外出時の介護技術に関する講習	二	
合 計		一〇	

別表第二 (第三号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講習	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	四	
講習	コミュニケーションの技術に関する講義	二	
講習	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	一	
講習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三	在宅等で生活する障害程度区分五又は六である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を、一か所以上含むこと。
合 計		一〇	

別表第三 (第四号関係)

区分	科 目	時間数	備 考
講義	行動援護に係る制度及びサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含む。
講習	行動援護利用者の障害特性及び障害理解に関する講義	二	
講習	行動援護の技術に関する講習	二	
講習	行動援護の事例の検討に関する講習	四	
講習	行動援護の支援技術に関する講習	三	

(注) この表に定める研修の課程は、別表第一に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

行動援護の事例分析に関する演習

行動援護の事例分析の検討に関する演習

合 計	時間数	備 考
一〇	三	モデルを使ったグループワークによる演習を行うこと。演習結果の発表及び講評を行うこと。

○厚生労働省告示第五百三十九号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に関する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十二号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号) 第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号) 第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号) 第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号) 第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ)、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援(以下「指定相談支援」という)並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法指定施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	旧知的障害者通勤療養支援	千分の千四十八
	就労継続支援	千分の千六十八
	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者授産施設において行う場合)	千分の千七十
	自立訓練	千分の千七十一
	就労移行支援	千分の千七十一
	居宅介護	千分の千七十二
	重度訪問介護	
	行動援護	
	児童デイサービス	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
	相談支援	

		特甲地
生活介護	旧身体障害者更生施設支援	千分の千七十三
旧身体障害者授産施設支援	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千七十五
施設入所支援	旧身体障害者療護施設支援	千分の千七十九
旧身体障害者更生施設支援	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	千分の千八十
旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者授産施設支援	千分の千八十六
旧知的障害者更生施設支援	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	千分の千八十八
共同生活援助	共同生活援助	千分の千九十七
共同生活介護	共同生活介護	千分の千九十八
旧知的障害者通動寮支援	旧知的障害者通動寮支援	千分の千九十七
就労継続支援	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	千分の千五十七
自立訓練	自立訓練	千分の千五十九
就労移行支援	就労移行支援	千分の千六十
居宅介護	居宅介護	千分の千六十
重度訪問介護	重度訪問介護	千分の千六十
行動援護	行動援護	千分の千六十
児童デイサービス	児童デイサービス	千分の千六十
短期入所	短期入所	千分の千六十
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援	千分の千六十
相談支援	相談支援	千分の千六十
生活介護	生活介護	千分の千六十一
旧身体障害者更生施設支援	旧身体障害者更生施設支援	千分の千六十一
旧身体障害者授産施設支援	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合)	千分の千六十二
施設入所支援	施設入所支援	千分の千六十六
旧身体障害者療護施設支援	旧身体障害者療護施設支援	千分の千六十七
旧知的障害者更生施設支援	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)	千分の千七十二
旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者授産施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)	千分の千七十二
共同生活援助	共同生活援助	千分の千八十
共同生活介護	共同生活介護	千分の千八十一

乙地	甲地
旧知的障害者通動寮支援	旧知的障害者通動寮支援
就労継続支援	就労継続支援
旧身体障害者授産施設支援	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)
自立訓練	自立訓練
就労移行支援	就労移行支援
居宅介護	居宅介護
重度訪問介護	重度訪問介護
行動援護	行動援護
生活介護	生活介護
児童デイサービス	児童デイサービス
短期入所	短期入所
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援
自立訓練	自立訓練
共同生活援助	共同生活援助
共同生活介護	共同生活介護
旧知的障害者通動寮支援	旧知的障害者通動寮支援
就労継続支援	就労継続支援
旧身体障害者授産施設支援	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)
施設入所支援	施設入所支援
旧身体障害者療護施設支援	旧身体障害者療護施設支援
旧知的障害者更生施設支援	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合)
旧知的障害者授産施設支援	旧知的障害者授産施設支援
旧知的障害者更生施設支援	旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合)
共同生活援助	共同生活援助
共同生活介護	共同生活介護
旧知的障害者通動寮支援	旧知的障害者通動寮支援
就労継続支援	就労継続支援
旧身体障害者授産施設支援	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)
自立訓練	自立訓練
就労移行支援	就労移行支援
居宅介護	居宅介護
重度訪問介護	重度訪問介護
行動援護	行動援護
生活介護	生活介護
児童デイサービス	児童デイサービス
短期入所	短期入所
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援
自立訓練	自立訓練

特別区 東京都	地域区分 東京都	特別区 東京都	地 域	前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。	就労移行支援 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者通所授産施設において行う場合) 施設入所支援 旧身体障害者療護施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者入所更生施設において行う場合) 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援(旧指定知的障害者通所更生施設において行う場合) 共同生活援助 共同生活介護 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 生活介護 児童デイサービス 短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活介護 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 共同生活援助 相談支援 旧身体障害者更生施設支援 旧身体障害者療護施設支援 旧身体障害者授産施設支援 旧知的障害者更生施設支援 旧知的障害者授産施設支援 旧知的障害者通所授産施設支援	千分の千九 千分の千二十 千分の千二十一 千分の千二十二 千分の千二十三 千分の千二十四 千分の千

丙地	備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成十五年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	神奈川県 愛知県 京都府 大阪府 兵庫県 埼玉県 千葉県 神奈川県 大阪府 福岡県 兵庫県 北海道 宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 福岡県 長崎県	横濱市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市 名古屋市 京都市 大阪市、堺市、豊中市、岸和田市、池田市、八尾市、寝屋川市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、箕面市、東大阪市、忠岡町 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市 さいたま市 千葉市 葉山町 泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、和泉市、高石市 伊丹市 福岡市、北九州市 札幌市、小樽市 仙台市 つくば市 川崎市、川口市、所沢市、狭山市、草加市、越谷市、岩槻市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、上福岡市、大井町、三芳町 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市、八千代市 青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、あきる野市 平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町 静岡市、熱海市、伊東市 岡崎市 大津市 宇治市、向日市、長岡京市 松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、羽曳野市、門真市、柏原市 姫路市、明石市、川西市 奈良市、大和郡山市、生駒市 和歌山市 岡山市 広島市、府中町 下関市 久留米市、飯塚市 長崎市

○厚生労働省告示第五百四十号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百四十四条第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十一条において準用する場合を含む。）第五十七条第一項及び第八十九条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準（平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。）

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める離島その他の地域

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百四十四条第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十一条において準用する場合を含む。）第五十七条第一項及び第八十九条第二項の規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域が次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
六 厚生労働大臣が定める特別住宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）に定める地域

○厚生労働省告示第五百四十一号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第十九条第三項第三号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者を選定する特別な居室の提供に係る基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。

二 指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の特別な居室の定員の合計数を障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十一条に規定する運営規程（第六号）において「運営規程」という）に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

三 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、九・九平方メートル以上であること。

四 特別な居室の施設、設備等が、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。

五 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

六 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

○厚生労働省告示第五百四十二号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八条第一項第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条第一号イ(2)及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第一条第一項第二号イ(2)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八条第一項第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条第一号イ(2)及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第一条第一項第二号イ(2)の平均障害程度区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二号及び第四十一条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号及び第四条に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下「利用者の数」という。）及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。

（2）
$$\frac{(A \times B + C \times D + E \times F + G \times H + I \times J + K \times L + M \times N + O \times P + Q \times R + S \times T + U \times V + W \times X + Y \times Z + AA \times AB + AC \times AD + AE \times AF + AG \times AH + AI \times AJ + AK \times AL + AM \times AN + AO \times AP + AQ \times AR + AS \times AT + AU \times AV + AW \times AX + AY \times AZ + BA \times BA + BB \times BB + BC \times BC + BD \times BD + BE \times BE + BF \times BF + BG \times BG + BH \times BH + BI \times BI + BJ \times BJ + BK \times BK + BL \times BL + BM \times BM + BN \times BN + BO \times BO + BP \times BP + BQ \times BQ + BR \times BR + BS \times BS + BT \times BT + BU \times BU + BV \times BV + BW \times BW + BX \times BX + BY \times BY + BZ \times BZ + CA \times CA + CB \times CB + CC \times CC + CD \times CD + CE \times CE + CF \times CF + CG \times CG + CH \times CH + CI \times CI + CJ \times CJ + CK \times CK + CL \times CL + CM \times CM + CN \times CN + CO \times CO + CP \times CP + CQ \times CQ + CR \times CR + CS \times CS + CT \times CT + CU \times CU + CV \times CV + CW \times CW + CX \times CX + CY \times CY + CZ \times CZ + DA \times DA + DB \times DB + DC \times DC + DD \times DD + DE \times DE + DF \times DF + DG \times DG + DH \times DH + DI \times DI + DJ \times DJ + DK \times DK + DL \times DL + DM \times DM + DN \times DN + DO \times DO + DP \times DP + DQ \times DQ + DR \times DR + DS \times DS + DT \times DT + DU \times DU + DV \times DV + DW \times DW + DX \times DX + DY \times DY + DZ \times DZ + EA \times EA + EB \times EB + EC \times EC + ED \times ED + EE \times EE + EF \times EF + EG \times EG + EH \times EH + EI \times EI + EJ \times EJ + EK \times EK + EL \times EL + EM \times EM + EN \times EN + EO \times EO + EP \times EP + EQ \times EQ + ER \times ER + ES \times ES + ET \times ET + EU \times EU + EV \times EV + EW \times EW + EX \times EX + EY \times EY + EZ \times EZ + FA \times FA + FB \times FB + FC \times FC + FD \times FD + FE \times FE + FF \times FF + FG \times FG + FH \times FH + FI \times FI + FJ \times FJ + FK \times FK + FL \times FL + FM \times FM + FN \times FN + FO \times FO + FP \times FP + FQ \times FQ + FR \times FR + FS \times FS + FT \times FT + FU \times FU + FV \times FV + FW \times FW + FX \times FX + FY \times FY + FZ \times FZ + GA \times GA + GB \times GB + GC \times GC + GD \times GD + GE \times GE + GF \times GF + GG \times GG + GH \times GH + GI \times GI + GJ \times GJ + GK \times GK + GL \times GL + GM \times GM + GN \times GN + GO \times GO + GP \times GP + GQ \times GQ + GR \times GR + GS \times GS + GT \times GT + GU \times GU + GV \times GV + GW \times GW + GX \times GX + GY \times GY + GZ \times GZ + HA \times HA + HB \times HB + HC \times HC + HD \times HD + HE \times HE + HF \times HF + HG \times HG + HH \times HH + HI \times HI + HJ \times HJ + HK \times HK + HL \times HL + HM \times HM + HN \times HN + HO \times HO + HP \times HP + HQ \times HQ + HR \times HR + HS \times HS + HT \times HT + HU \times HU + HV \times HV + HW \times HW + HX \times HX + HY \times HY + HZ \times HZ + IA \times IA + IB \times IB + IC \times IC + ID \times ID + IE \times IE + IF \times IF + IG \times IG + IH \times IH + II \times II + IJ \times IJ + IK \times IK + IL \times IL + IM \times IM + IN \times IN + IO \times IO + IP \times IP + IQ \times IQ + IR \times IR + IS \times IS + IT \times IT + IU \times IU + IV \times IV + IW \times IW + IX \times IX + IY \times IY + IZ \times IZ + JA \times JA + JB \times JB + JC \times JC + JD \times JD + JE \times JE + JF \times JF + JG \times JG + JH \times JH + JI \times JI + JJ \times JJ + JK \times JK + JL \times JL + JM \times JM + JN \times JN + JO \times JO + JP \times JP + JQ \times JQ + JR \times JR + JS \times JS + JT \times JT + JU \times JU + JV \times JV + JW \times JW + JX \times JX + JY \times JY + JZ \times JZ + KA \times KA + KB \times KB + KC \times KC + KD \times KD + KE \times KE + KF \times KF + KG \times KG + KH \times KH + KI \times KI + KJ \times KJ + KK \times KK + KL \times KL + KM \times KM + KN \times KN + KO \times KO + KP \times KP + KQ \times KQ + KR \times KR + KS \times KS + KT \times KT + KU \times KU + KV \times KV + KW \times KW + KX \times KX + KY \times KY + KZ \times KZ + LA \times LA + LB \times LB + LC \times LC + LD \times LD + LE \times LE + LF \times LF + LG \times LG + LH \times LH + LI \times LI + LJ \times LJ + LK \times LK + LL \times LL + LM \times LM + LN \times LN + LO \times LO + LP \times LP + LQ \times LQ + LR \times LR + LS \times LS + LT \times LT + LU \times LU + LV \times LV + LW \times LW + LX \times LX + LY \times LY + LZ \times LZ + MA \times MA + MB \times MB + MC \times MC + MD \times MD + ME \times ME + MF \times MF + MG \times MG + MH \times MH + MI \times MI + MJ \times MJ + MK \times MK + ML \times ML + MM \times MM + MN \times MN + MO \times MO + MP \times MP + MQ \times MQ + MR \times MR + MS \times MS + MT \times MT + MU \times MU + MV \times MV + MW \times MW + MX \times MX + MY \times MY + MZ \times MZ + NA \times NA + NB \times NB + NC \times NC + ND \times ND + NE \times NE + NF \times NF + NG \times NG + NH \times NH + NI \times NI + NJ \times NJ + NK \times NK + NL \times NL + NM \times NM + NO \times NO + NP \times NP + NQ \times NQ + NR \times NR + NS \times NS + NT \times NT + NU \times NU + NV \times NV + NW \times NW + NX \times NX + NY \times NY + NZ \times NZ + OA \times OA + OB \times OB + OC \times OC + OD \times OD + OE \times OE + OF \times OF + OG \times OG + OH \times OH + OI \times OI + OJ \times OJ + OK \times OK + OL \times OL + OM \times OM + ON \times ON + OO \times OO + OP \times OP + OQ \times OQ + OR \times OR + OS \times OS + OT \times OT + OU \times OU + OV \times OV + OW \times OW + OX \times OX + OY \times OY + OZ \times OZ + PA \times PA + PB \times PB + PC \times PC + PD \times PD + PE \times PE + PF \times PF + PG \times PG + PH \times PH + PI \times PI + PJ \times PJ + PK \times PK + PL \times PL + PM \times PM + PN \times PN + PO \times PO + PP \times PP + PQ \times PQ + PR \times PR + PS \times PS + PT \times PT + PU \times PU + PV \times PV + PW \times PW + PX \times PX + PY \times PY + PZ \times PZ + QA \times QA + QB \times QB + QC \times QC + QD \times QD + QE \times QE + QF \times QF + QG \times QG + QH \times QH + QI \times QI + QJ \times QJ + QK \times QK + QL \times QL + QM \times QM + QN \times QN + QO \times QO + QP \times QP + QQ \times QQ + QR \times QR + QS \times QS + QT \times QT + QU \times QU + QV \times QV + QW \times QW + QX \times QX + QY \times QY + QZ \times QZ + RA \times RA + RB \times RB + RC \times RC + RD \times RD + RE \times RE + RF \times RF + RG \times RG + RH \times RH + RI \times RI + RJ \times RJ + RK \times RK + RL \times RL + RM \times RM + RN \times RN + RO \times RO + RP \times RP + RQ \times RQ + RR \times RR + RS \times RS + RT \times RT + RU \times RU + RV \times RV + RW \times RW + RX \times RX + RY \times RY + RZ \times RZ + SA \times SA + SB \times SB + SC \times SC + SD \times SD + SE \times SE + SF \times SF + SG \times SG + SH \times SH + SI \times SI + SJ \times SJ + SK \times SK + SL \times SL + SM \times SM + SN \times SN + SO \times SO + SP \times SP + SQ \times SQ + SR \times SR + SS \times SS + ST \times ST + SU \times SU + SV \times SV + SW \times SW + SX \times SX + SY \times SY + SZ \times SZ + TA \times TA + TB \times TB + TC \times TC + TD \times TD + TE \times TE + TF \times TF + TG \times TG + TH \times TH + TI \times TI + TJ \times TJ + TK \times TK + TL \times TL + TM \times TM + TN \times TN + TO \times TO + TP \times TP + TQ \times TQ + TR \times TR + TS \times TS + TT \times TT + TU \times TU + TV \times TV + TW \times TW + TX \times TX + TY \times TY + TZ \times TZ + UA \times UA + UB \times UB + UC \times UC + UD \times UD + UE \times UE + UF \times UF + UG \times UG + UH \times UH + UI \times UI + UJ \times UJ + UK \times UK + UL \times UL + UM \times UM + UN \times UN + UO \times UO + UP \times UP + UQ \times UQ + UR \times UR + US \times US + UT \times UT + UU \times UU + UV \times UV + UW \times UW + UX \times UX + UY \times UY + UZ \times UZ + VA \times VA + VB \times VB + VC \times VC + VD \times VD + VE \times VE + VF \times VF + VG \times VG + VH \times VH + VI \times VI + VJ \times VJ + VK \times VK + VL \times VL + VM \times VM + VN \times VN + VO \times VO + VP \times VP + VQ \times VQ + VR \times VR + VS \times VS + VT \times VT + VU \times VU + VV \times VV + VW \times VW + VX \times VX + VY \times VY + VZ \times VZ + WA \times WA + WB \times WB + WC \times WC + WD \times WD + WE \times WE + WF \times WF + WG \times WG + WH \times WH + WI \times WI + WJ \times WJ + WK \times WK + WL \times WL + WM \times WM + WN \times WN + WO \times WO + WP \times WP + WQ \times WQ + WR \times WR + WS \times WS + WT \times WT + WU \times WU + WV \times WV + WW \times WW + WX \times WX + WY \times WY + WZ \times WZ + XA \times XA + XB \times XB + XC \times XC + XD \times XD + XE \times XE + XF \times XF + XG \times XG + XH \times XH + XI \times XI + XJ \times XJ + XK \times XK + XL \times XL + XM \times XM + XN \times XN + XO \times XO + XP \times XP + XQ \times XQ + XR \times XR + XS \times XS + XT \times XT + XU \times XU + XV \times XV + XW \times XW + XX \times XX + XY \times XY + XZ \times XZ + YA \times YA + YB \times YB + YC \times YC + YD \times YD + YE \times YE + YF \times YF + YG \times YG + YH \times YH + YI \times YI + YJ \times YJ + YK \times YK + YL \times YL + YM \times YM + YN \times YN + YO \times YO + YP \times YP + YQ \times YQ + YR \times YR + YS \times YS + YT \times YT + YU \times YU + YV \times YV + YW \times YW + YX \times YX + YY \times YY + YZ \times YZ + ZA \times ZA + ZB \times ZB + ZC \times ZC + ZD \times ZD + ZE \times ZE + ZF \times ZF + ZG \times ZG + ZH \times ZH + ZI \times ZI + ZJ \times ZJ + ZK \times ZK + ZL \times ZL + ZM \times ZM + ZN \times ZN + ZO \times ZO + ZP \times ZP + ZQ \times ZQ + ZR \times ZR + ZS \times ZS + ZT \times ZT + ZU \times ZU + ZV \times ZV + ZW \times ZW + ZX \times ZX + ZY \times ZY + ZZ \times ZZ$$

○厚生労働省告示第五百四十三号
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第三の1の行動援護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6-3-1イ、6-4-1イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上であること。

二 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準
行動関連項目について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が15点以上であること。